

令和元年度 第11回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和2年 2月25日 (火)			
開 催 場 所	役場第2会議室			
開 催 日 時	令和2年 2月25日 午後 1時 44分 開 会			
	令和2年 2月25日 午後 3時 59分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	大竹 恭弘	6 番	比嘉 盛和
	2 番	謝花 喜美	7 番	米須 清和
	3 番	大城 司	8 番	與那嶺 清
	4 番	鈴木 江美子		
欠席委員番号	5 番	神谷 正		
議事録署名委員	4 番	鈴木 江美子	6 番	比嘉 盛和

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和元年度 第11回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>5番 神谷 正(かみや ただし)委員から欠席の届出がありましたが、委員は7名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
議 長 (日程第1)	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、書記には内間 稜（うちまりょう）さん、議事録署名委員には、4番 鈴木 江美子（すずき えみこ）委員、6番 比嘉盛和（ひが もりかず）委員を指名します。
議 長 （日程第2）	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議 長 （日程第3）	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	（諸般の報告） 報告1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告2 人・農地プランに関する話し合いの開催について 報告3 諮問のあった農地転用許可申請の答申について
議 長 （日程第4）	それでは、日程第4 議案の宣告をいたします。 議案第53号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第54号 農地転用事業計画変更承認申請について 議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について 以上です。 本日の提案された議案第53号から第55号までですが、そのうち現地調査を必要とするのが4件ございます。現地調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地調査のため休憩をいたします。
	休憩（現地調査） 午後 1時 47分 再開 午後 3時 30分

議 長	<p>休憩前に引き続き再開します。</p> <p>ただ今より、議案第53号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第53号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。お手元の資料 1 ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて議案第53号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係と所有権移転関係の内容を説明)</p> <p>事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第53号「農用地利用集積計画の意見決定について」本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委 員	<p>議案第53号「農用地利用集積計画の意見決定について」整理番号4～8番については、2月17日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、親元就農で今現在、野菜の栽培・出荷はしているとのことであり、地元委員としては特に問題はないと思います。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第53号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第53号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第54号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番について議題とし、審議したいと思います。</p>

	<p>なお、議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番と関連しますので、併せて事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第54号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番及び議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第54号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番及び議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第54号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番及び議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委員	<p>議案第54号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番及び議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番については、2月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
事務局	<p>(事務局からの補足説明)</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。議案第54号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番について、異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第54号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第54号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号2番について議題とし、審議したいと思います。</p> <p>なお、議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番と関連しますので、併せて事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第54号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号2番及び議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第54号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号2番及び議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第54号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号2番及び議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委 員	<p>議案第54号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号2番及び議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番については、2月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
事 務 局	<p>(事務局からの補足説明)</p>

委員	今のあの現状で転用完了しているというなら、県に進達するときに説明大丈夫ですか？ちゃんと詰めておいてあげないと、また不許可になることもありますし…。
事務局	わかりました。申請人とも再度確認しながら必要書類があれば追加で要求し、整理します。
議長	よろしいでしょうか。議案第54号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号2番について、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしとのことでありますので、議案第54号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号2番については原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。 整理番号1番については、先ほど事務局からの説明を終えましたので、可否決定に移ります。
議長	議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」1番について、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしとのことでありますので、議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」1番については原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について、先ほど事務局からの説明を終えましたので、可否決定に移ります。
議長	議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」2番について、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」2番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから、議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委 員	<p>議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番については、2月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
事 務 局	<p>(事務局からの補足説明)</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」3番について、異議はございませんか。</p>
(異議なしの声あり)	

議 長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」3番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから、議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委 員	<p>議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番については、2月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
事 務 局	<p>(事務局からの補足説明)</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」4番について、異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	異議なしとのことでありますので、議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」4番については原案通り可決決定いたします。

議 長	<p>本日の日程はすべて終了いたしました。</p> <p>次回の農業委員会総会は令和2年3月25日(水)を予定しています。</p> <p>これにて令和元年度第11回総会を閉会します。</p>
	閉会時刻 午後 3時 59分
	会長 米須 清和 印
	議事録署名委員
	印
	印